



東京電力福島第一原発事故から、3年。  
事故被害者のために、  
法律実務家としてできることがある。

## 谷 洋昌

2008年3月	早稲田大学法学部卒業
2011年3月	早稲田大学法科大学院修了
2011年9月	司法試験合格
2012年12月	司法修習終了
2013年2月	原子力損害賠償紛争解決センター調査官就任
2013年3月	弁護士登録 町田総合法律事務所入所

### 【現在の仕事の内容】

東京電力株式会社と原発事故被害者との間の和解仲介業務（事実の調査、双方当事者との連絡、和解案の検討等）を行う。

### ■ 法科大学院で学ぶということ

法科大学院では、試験に必要な法律科目だけでなく、実務家教員の方々の講義を通じて、「生の実務」を体感することができます。その経験は自分が実務家となった現在、とても支えになっています。また、同じ志を持ち、現在まで切磋琢磨し合えるかけがえのない友人にも恵まれました。

### ■ 今の仕事を選んだきっかけ

原発事故が起きた2011年3月11日当時、私は、司法試験を2か月後に控えた受験生でした。被災地の悲惨な境遇をニュースで知り、驚愕し、悲痛な気持ちになる一方で、それでも間近に控えた試験に集中しなければならない状況に、「自分はなんて無力なのだろう」と歯痒さを感じていました。その思いは、晴れて試験に合格した後も心の片隅にくすぶっていましたが、ちょうどそのようなときに、知り合いの先生を介し、和解仲介業務を行うADRの存在を知ったのがきっかけでした。

### ■ 仕事の魅力

調査官は司法修習を終了した法曹で構成されており、そのほとんどが弁護士として通常業務を兼務しています。自らの法律知識を活かした和解仲介業務を通じて、公正中立な立場から、直接事故被害者の方々の救済に資することができます。また、原発事故という大規模かつ前例がないという事案に正面からぶつかり、知恵を出し合い、現在も自宅に戻れず避難を続けている被害者の方々への迅速な賠償を実現することは法律実務家としての責務でもありと考えており、やりがいと魅力を感じています。

### ■ 弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

時代とともに社会が変化すれば、今まで思いもよらなかった多種多様な問題が生じる可能性があります。そのようなときに、法的観点から問題解決に携わることができるのが法律実務家であり、活躍できる分野は多岐に及びます。法律知識を活かして社会正義を実現したいという思いが少しでもあれば、法曹という分野には、勇気を出して飛び込んでみる価値がまだまだ十分にあると思います。

